

国民健康保険における傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国民健康保険被保険者の被用者が、感染または感染が疑われる場合に、療養などで仕事を欠勤し、給与の全部または一部を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給します。

■対象者(下記のすべてに該当する者)

- ・日高町国民健康保険に加入しており、給与等の支払いを受けている者
- ・新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養などで仕事を欠勤し、給与等の全部または一部を受け取ることができない者



■支給対象期間

就労ができなくなった日から起算して4日目以降就労ができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長で1年6ヶ月まで)

1日当たりの支給額 × 支給対象となる日数
(支給対象期間のうち就労を予定していた日数)

1日当たりの支給額 = $\frac{\text{直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額}}{\text{就労日数}} \times \frac{2}{3}$

※1日当たりの支給額に上限があります。

■適用期間 令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため就労することができない期間

【問い合わせ先】 健康推進課(☎63・3801)

なお、支給申請書は町HP (<http://www.town.wakayama-hidaka.lg.jp/docs/2020061900017/>) からダウンロードできます。



後期高齢者医療制度にご加入の皆様へ

後期高齢者医療保険料の納付が困難になった方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、後期高齢者医療保険料の納付が困難になった場合には、徴収猶予や減免の制度がありますので、下記問い合わせ先までご相談ください。

後期高齢者医療保険における傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給申請ができます。

被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができない方(給与等の支払いを受けている方に限る)を対象に傷病手当金を支給します。

申請には、医療機関の意見書および事業主の証明等が必要になります。事前に電話にて、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

●和歌山県後期高齢者医療広域連合(☎073・428・6688)

●健康推進課(☎63・3801)

国民健康保険税の納付が困難になった方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、国民健康保険税が減免となります。

【保険税の減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方



《保険税を全額免除》

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方



《保険税の一部を減額》

※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○保険税の減免額は、減免対象保険税額(A×B/C)に減免割合(D)をかけた金額です。

減免対象の保険税額(A×B/C)

A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合(D)

300万円以下の場合：全部(10分の10)

400万円以下の場合：10分の8

550万円以下の場合：10分の6

750万円以下の場合：10分の4

1,000万円以下の場合：10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、税務課までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】税務課(☎63・3802)

特別定額給付金の申請はお済みですか？

特別定額給付金の申請は8月25日(火)までです。

まだ申請がお済みでない方は、下記必要書類を添付の上、ご提出ください。

《必要書類》

◎本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)のコピー ※通知カードは不可
△必ず添付してください△

◎受取口座の通帳またはキャッシュカードのコピー(水道料金等の引落、児童手当等の受給に利用されている口座の場合は必要ではありません)



【問い合わせ先】総務政策課(☎63・2051)